

コンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人サステイナブル・サポート（以下「法人」という。）の倫理規程の理念に則り、法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(職員の定義)

第2条 本規程における職員とは、役員、職員、インターン等名称や雇用条件にかかわらず、法人の業務及び活動に関わるすべての者をいう。

(基本方針)

第3条 法人の職員は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

第2章 コンプライアンス体制

(コンプライアンス統括管理者)

- 第4条 法人にコンプライアンス統括管理者1名を置き、事務局長をもって充てる。
- 2 コンプライアンス統括管理者は、法人におけるコンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス担当者およびコンプライアンス管理者を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
 - 3 コンプライアンス統括管理者は、理事会に対し定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について報告する。

(コンプライアンス担当者)

第5条 法人にコンプライアンス担当者1名を置き、総務担当者をもって充てる。

- 2 統括管理者の指揮、監督の下でコンプライアンス管理者と連携を取り、コンプライアンス施策の実施、維持および充実に努める。

(コンプライアンス管理者)

第6条 コンプライアンス施策を実施する事業所にコンプライアンス管理者1名を置き、当該事業所の長をもって充てる。

第3章 コンプライアンス委員会

(委員会の構成)

第7条 コンプライアンス委員会は、代表理事を委員長とし、コンプライアンス統括管理者、役員、コンプライアンス担当者を委員として構成する。

- 2 委員長は、必要に応じて外部有識者を委員とすることができる。
- 3 コンプライアンス委員会は、以下の各号内容事項を遂行する。
 - (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
 - (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
 - (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
 - (6) その他コンプライアンス委員長が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第8条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年4月に開催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(コンプライアンス統括部門)

第9条 この法人の総務担当をコンプライアンス統括部門とする。

- 2 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管する。
- 3 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況やその他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス統括管理者に必要なに応じて報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第10条 職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 各事業所や事業の管理者は、前項の報告でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス統括管理者に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス統括管理者の承認を受けて当該事象への対応を実施する。

3 職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部門を経由することができないときは、第1項にかかわらず、コンプライアンス統括管理者に直接、同項の報告をすることができる。

(職員のコンプライアンス教育)

第11条 法人は、職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、職員は法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第12条 職員が第10条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は戒告とし、職員の場合は就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。

3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、理事会の決定を受けて代表理事がこれを行う。職員については、法人の懲戒規程第7条に定める特別委員会の決定を受けて事務局長がこれを行う。

(改変)

第13条 本規程は、理事会の議決により改変できる。

付則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。